

新型コロナウイルス感染症の終息に向けた家庭での保育のお願い（再依頼）

日頃から、本村の教育・保育行政並びに新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本村においては、新型コロナウイルス感染者は確認されておりませんが、沖縄県内での感染者数は増加傾向にあるなど、未だに終息しない状況が続いています。

このような状況を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、村内保育所（園）、放課後児童クラブの利用について、ご家庭での保育が不可能な場合などのやむを得ない場合を除き、ご家庭での保育をしていただくようお願いして参りました。その結果、利用状況を7割程度抑えることができ、感染リスク軽減と施設の負担軽減が一定程度図られていると考えております。保護者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

しかしながら、今後政府は、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間延長についての検討が行われるなど、日々状況が変化しています。また、5月7日から再開を予定していた村内幼・小中学校の臨時休業が5月20日まで再延長することとなりました。

つきましては、今後も保護者の皆さんにご負担をおかけ致しますが、お子様の健康と安全を守ることを最優先に考えての措置であることをご理解いただき、引き続き可能な限りご家庭での保育のご協力をお願い申し上げます。ただし、勤務等の都合により、家庭での保育が困難な方は引き続き各施設での保育を提供して参ります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後、国や沖縄県からの通知により、村の対応も随時変更する可能性もございます。あらかじめ、ご承知おきくださいますようあわせてお願ひ申し上げます。

令和2年5月1日

宜野座村長 當眞 淳